

【例外的な取扱】接種券が届いていない者への4回目接種事務フロー

令和4年5月27日時点

新型コロナワクチン接種は、接種券を活用した接種実施を原則としますが、ワクチン廃棄を防ぐ等の観点からやむを得ず、市町村からの接種券を待つことが必ずしも適当でない場合は、以下のフローに沿って、4回目接種を行ってください。

～接種当日の医療機関等の事務～

※事務手続きの詳細は、令和3年11月26日付け「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」及び令和4年1月27日付け「追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について」をご確認ください。

① 接種券の持参を依頼



- ・住民票所在地の自治体から接種券が発行されたら、速やかに持参する必要がある旨をあらかじめ説明
- 広島市に住民票がある60歳以上の方
⇒原則、広島市から接種券が送付されることを伝える。
- 広島市に住民票があり、基礎疾患を有する18～59歳の方

調整中です。

(※他自治体に住民票がある方は、お住まいの自治体に接種券の発行方法を確認してもらう。)

② 予診・接種の実施



- ・接種済証等により接種間隔（3回目接種完了から5か月経過）を確認の上、白紙の予診票を用いて、通常どおり予診・接種を実施
- ・接種後、予診票及び接種記録書にロット番号シールを貼付

【注意】4回目接種の開始に伴い、予診票が変更となっています。

【白紙の予診票掲載箇所（厚生労働省HP）】

URL:
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yoshinhyouetc.html#h2_free1

③ 接種記録書等の交付・予診票の保管



被接種者に手交

任意

医療機関で保管

- ・接種記録書を被接種者に交付（予診票の写しの交付は任意）
- ・被接種者が、住民票所在地の自治体から発行された接種券を持参するまで、予診票を適切に保管



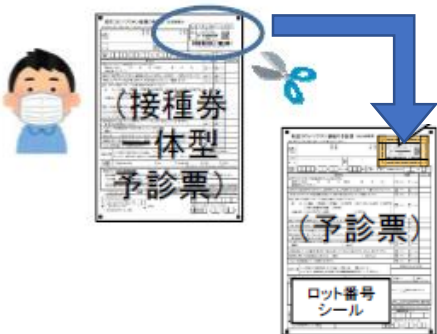
※残りのロット番号シールも医療機関で保管

【例外的な取扱】接種券が届いていない者への4回目接種事務フロー

令和4年5月27日時点

～後日、接種券が提出された際の医療機関等の事務～

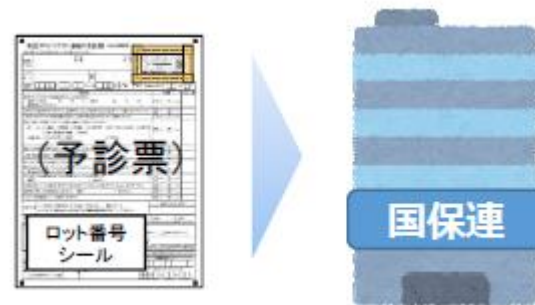
① 接種券を貼付



② VRSに登録



③ 費用請求



・被接種者が住民票所在地の自治体から発行された接種券を持参したら、接種券部分を切り取り、保管していた予診票に貼付

・貼付した接種券を読み込み、VRSに登録

・VRSに登録後、国保連に請求

《切り貼りの位置・方法》

接種券(兼)接種済証(シール型接種券)と同様のサイズで切り取り、貼付の際は、**周囲をセロハンテープで確実に覆い、枠内におさめること。**

貼付時の留意事項

○ 良い例

○ 枠内におさまっている
○ セロハンテープで周囲が覆われている

✕ 悪い例

✕ 枠からはみ出している
✕ 周囲が覆われていない
✕ セロハンテープ以外のテープで覆われている (はがれる可能性があるため、のりも不可)

接種券部分のはがれや紛失等によって、国保連から医療機関等に予診票が返戻された場合は、被接種者に対して、住民票所在地の自治体に、接種券の再発行申請をするよう伝達